

平成21年度から65歳以上の方の介護保険料が変わります!

見直し内容

- ☆ 介護保険料の金額が変わりました。(下記の表を参照)
- ☆ 介護保険料の所得段階が6段階から8段階へ変わりました。



介護保険料額が見直しされた理由は、大きく分けて3つです

- ☆ 理由1：高齢化が進み、介護サービスを利用する方の人数や利用量が増えたこと。
- ☆ 理由2：介護保険給付費のうち、65歳以上の高齢者の方の保険料で負担する割合が引き上げられたこと。
- ☆ 理由3：介護従事者処遇改善のため介護報酬の3%増の改定があったこと。

| 所得段階 | 対象になる方 | 年間保険料 |
|------|---|----------|
| 第1段階 | ○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 | 31,200円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税の方で、本人の年金収入等が80万円以下の方 | 31,200円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税の方で、本人の年金収入等が80万円を超える方 | 46,800円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方 | 62,400円 |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が150万円未満の方 | 78,000円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が150万円以上300万円未満の方 | 93,600円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満の方 | 109,200円 |
| 第8段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方 | 124,800円 |

— 介護保険制度はみんなで支え合う制度です —

みなさんが納める保険料は、公費とともに介護保険の大切な財源になっています。介護が必要となったときに安心してサービスを利用できるよう、介護保険料は必ず納めましょう。

お問い合わせ先 介護長寿課 介護管理係 ☎ 973-3208

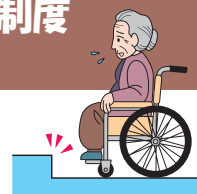
うるま市家族介護支援事業講演会 「笑って前向きになれる講演会」

高齢者を介護している家族等が身体・こころのリフレッシュを図り身体の健康づくりや介護の知識・技術を習得し、介護をしながら過ごしやすい日々を送れるよう「笑って前向きになれる…」を演題に笑築過激団 団長 玉城 満 氏の講演会を開催します。

- 【と き】** 平成21年7月15日(水)
午後1時受付 午後1時30分開演
- 【ところ】** 市民芸術劇場 燈ホール
- 【対 象】** 市内で高齢者の介護をしている家族を優先、その他介護に関心を持っている方
- 【定 員】** 300名
- 【入場料】** 無料
- 【申込方法】** うるま市社会福祉協議会(地域福祉課)にお電話ください。
担当：山城・国場・甲田
- 【申込期限】** 平成21年7月8日(水)
午後5時まで

うるま市社会福祉協議会 ☎ 973-5459

住宅改修費の受領委任払制度 を開始します!



開始時期
平成21年6月1日

対 象 者
市で要支援・要介護認定を受けている人で、介護保険料の滞納がなく、市民税が非課税世帯の方

内 容
これまで、介護保険制度の住宅改修費(手すり設置等)は、施工業者に全額納付後、9割(上限18万円)を利用者に支給してきました。(償還払い制度)今回新たに、費用の一時的負担が困難な低所得者(市民税非課税世帯)の方を対象に、住宅改修制度を利用しやすくするため、市が工事費の9割(上限18万円)を直接施工業者に支払う制度を開始します。

注意事項
住宅改修の支給を受ける場合は、事前の申請が必要となります。また、取扱事業者等の確認が必要となるので、担当のケアマネージャーや地域包括支援センター(具志川本庁)へご相談ください。

取扱事業者の登録
住宅改修受領委任払い制度の取扱いを希望する事業者は、事前に登録が必要です。詳しい内容は、介護長寿課へお問い合わせください。

介護長寿課 ☎ 973-3208